福祉課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0716

障害者控除の認定書を発行します

【65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除または特別障害者控除認定書】

65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、12月31日現在、要介護・要支援認定の通知を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方に、控除対象者認定書を発行します。

【発行受付】 令和6年1月～

※発行には数日かかりますので、時間に余裕を持って申請してください。

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。

【利用対象】 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある方で企業等への一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望している方。ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断及び市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

【利用方法】 事前に予約が必要です。利用希望のジョブセンターへ直接問合せしてください。問合せ先はQRコードよりご確認ください。

令和5年度 第9回 ココロをつなぐ芸術展を開催します。

場 介護予防施設「悠友館」工芸室

日 1月23日(火)～27日(土)迄 10時～15時 料 無料

内 比企地域の精神障害のある当事者の方が自己表現したアート展

主催 比企地域自立支援協議会

問 比企生活支援センター TEL0493-81-7145

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日 1月20日(土) 9時～12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。

窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います（無料）。

平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務（住民票等証明書の発行や住民異動の手続き）はできません。

20歳になったら国民年金

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になると、カード型の基礎年金番号通知書が届きます。（既に厚生年金に加入されている方などを除く）保険料は月額16,520円（令和5年度）です。口座振替やクレジットカード決済、前納制度を利用することによって、保険料を安くすることもできます。また、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「申請免除・納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度がありますので、役場町民課窓口で申請してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンから電子申請することも可能です。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

問 ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

60歳を過ぎたら
シルバー人材センターで
一緒に働きませんか？
会員募集中 女性の方大歓迎！

公益社団法人 嵐山町シルバー人材センター
〒355-0227 埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂156番地3
☎ 0493-62-0726 FAX 0493-62-0736
ホームページ QRコード
まずは「入会説明会」に参加してみてください。
シルバーへの仕事の依頼もお待ちしています。
広告

契約保養施設をご利用ください

嵐山町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、30道県238か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます（年度内2泊まで）。施設一覧は町民課保険年金担当窓口で配布しています。利用希望の方は、直接保養施設に電話をし、予約をしてください。その際に、埼玉県国保連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用する旨を伝え、料金を確認してください。その後、町民課保険年金担当窓口で、利用券及び助成券を交付しますので、マイナンバーカードや免許証などご身分の確認ができるものをご持参のうえ申請してください。（予約後取り消しをした場合は、町民課保険年金担当までご連絡をお願いいたします。）なお、この利用券及び助成券は旅行会社を利用したパック旅行にはご利用できませんので、ご注意ください。

源泉徴収票が送付されます

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となり、実際の支給額とは異なりますのでご注意ください。

この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、添付書類として必要になりますので大切に保管しましょう。遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

問 ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

上下水道課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0728

水道の漏水にご注意ください

▼夜、水の音がする

▼壁、地面に常に濡れている所がある

このようなときは、地下や床下等で漏水の可能性があります。翌検針日まで約2か月あるため、漏水の発見が遅れるほど指針は増加し料金も高額になってしまいます。

【漏水の確認方法】

家中の蛇口を全部閉め、水道メーターのパイロット（図参考：銀色の羽車）が回転しているか確認し、少しでも回転していれば漏水です。

【漏水修理について】

ご自身で、町指定の給水装置工事事業者に直接連絡し、修理を依頼してください。（修理費用は、自己負担となります）

【水道料金の軽減制度】

宅地内漏水での負担軽減を目的として、水道料金の軽減制度があります。

○軽減の対象となる漏水

発見困難な地下等での漏水

○軽減の対象期間

漏水期間のうち、原則漏水修繕を実施した直近1定期検針分を軽減対象とします。

○軽減となる水道料金の算出

軽減対象期間に漏水したと思われる水量の1／2相当分の水道料金

○軽減申請書の提出

申請用紙は上下水道課及び町ホームページに掲載しています。修繕を行った嵐山町指定給水装置工事事業者に証明を受け提出してください。

詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

下水道を末永く大切に使うために

下水道は、家庭等から排出された汚水を処理場で浄化し、河川に放流しています。処理水の質を悪化させるもの、下水管が詰まる原因となるものは流さないようにしてください。

▼野菜くず・残飯・髪の毛・石鹸などの固形物を流さない

▼洗剤は必要以上に使用しない

▼天ぷら油などの廃油を流さない

※廃油は固形化するなど工夫して処分しましょう。

※調理後のフライパン、食器についた油汚れはキッチンペーパーなどで拭き取ってから洗いましょう。

▼トイレにはトイレットペーパー以外は流さない

※トイレ用掃除シートも水に溶けにくいため、できる限りごみとして捨てましょう。

▼有害・有毒・危険物は流さない

※ガソリン・シンナー・アルコール類など揮発性や引火性の高い溶剤などの危険物は絶対に流さないでください。

下水管や汚水ますを溶かしたり、火災の原因になる恐れがあります。

下水道は快適な生活環境をつくる大切な公共の財産です。一人ひとりが心がけ大切に使いましょう。